

川越氷川祭の山車行事（川越まつり）プロモーション業務委託  
特記仕様書

1 名称

川越氷川祭の山車行事（川越まつり）プロモーション業務委託

2 目的

平成28年12月に、「川越氷川祭の山車行事（川越まつり）（以下「川越まつり」という。）」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、プロジェクションマッピング（プロジェクターを用いた映像をいう。）により川越まつりの魅力を発信する。

3 期間

契約締結日から平成30年3月31日（土）まで

4 業務内容

川越氷川祭の山車行事（川越まつり）プロモーション業務（以下、「本業務」という。）は、川越まつりに関係するプロジェクションマッピングを制作し、川越まつりの魅力を広く発信できるものとし、10分程度の長さとする。

(1) ツーリズムEXPOジャパン2017への出展

実施日 平成29年9月21日（木）から24日（日）まで

時間 主催者の定める開場時間内

場所 東京ビッグサイト（東京国際展示場）

江東区有明3-11-1

- ① 川越市出展ブースにおいて、川越まつりを体感できるようなプロジェクションマッピングを制作し、来場者に川越まつりへの誘客を促進する。
- ② 川越市の出展ブースサイズは、奥行き2970mm×幅5940mm×高さ2400mmであり、側面のうち3面、もしくは2面がプラスチックパネルで囲まれている。この空間を最大限活用できるプロジェクションマッピングを制作する。レイアウトイメージは別紙1参照のこと。
- ③ 出展にあたっては、関係機関等と調整のうえ、実地調査及びテスト投影を行い、適正な人員体制のもとに必要な機材等の運搬、設営、撤去等を行うこと。
- ④ 期間中、投影の開始又は中止、若しくは音量操作等が可能なスタッフを常時配置すること。
- ⑤ 期間中の観覧者、通行者等に対して、トラブルや事故等が起こらないように業務を遂行すること。

⑥ 投影に必要なプロジェクター、音響機器、投影システム等は受注者が用意すること。

(2) 川越まつり会館での展示

① 川越まつり会館における設置個所は、視聴覚室とし、壁面、天井を含む全ての空間を最大限活用できるプロジェクションマッピングを制作する。なお、視聴覚室の平面図については別紙2を参照のこと。

② 展示にあたっては、実地調査及びテスト投影を行い、適正な人員体制のもとに必要な機材等の運搬、設営、撤去等を行うこと。

③ 投影に必要なプロジェクター、音響機器、投影システム等は受注者が用意すること。ただし、視聴覚室に備え付けられた機材等で投影できる場合は、事前に発注者の承認を得たうえで、これを省略することができる。

(3) 映像内容

プロジェクションマッピングの素材については、原則受注者の取材等により制作するものとする。市が所有する素材については、発注者と協議の上、提供を受けるものとする。

① 制作するコンテンツは、日本人だけでなく、外国人観光客も川越まつりを体感できるような構成とする。

② その他受注者からの提案により、市が本業務に有益と判断したものとする。

③ 第三者の著作物を使用する際は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。

5 データの作成

(1) 本業務で作成する映像及び音声等については、段階的に発注者の承認を得ること。

(2) データの校正は、一般的なパソコンで閲覧できる汎用性のあるファイル拡張子に編集したものにより行うものとする。

(3) データの校正は、確認のための期間を十分に設けること。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

なお、受注者からのプロポーザル提案のある成果品がある場合は、これに加えて納品するものとする。

また、一般的なパソコンで閲覧できる汎用性のあるファイル拡張子でオートリポートが可能なものとし、納品後、本市がデータ修正等をする際に、使用料等が発生しないようにすること。

(1) ツーリズムEXPOジャパン2017

① 成果品

DVD-R 3枚

② 納期  
平成29年9月14日（木）

③ 納品場所  
川越市役所観光課  
川越市元町1-3-1

(2) 川越まつり会館

① 成果品  
DVD-R 3枚

② 納期  
平成29年10月6日（金）

③ 納品場所  
川越まつり会館  
川越市元町2-1-10

## 7 その他

- (1) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。
- (2) 納品後に成果品に瑕疵があった場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。また、委託期間終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、川越市に帰属するものとする。また受注者は、著作者人格権を行使できないものとする。
- (5) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (6) 受注者の責めによらない事由（イベントの中止等）に伴う委託金額の変更等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

## 8 担当

川越市産業観光部 観光課

観光企画担当 村山（観光課）

観光推進担当 吉田（川越まつり会館）

所在地 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5940 (観光課直通)  
049-225-2727 (川越まつり会館)  
FAX 049-224-8712  
メールアドレス kanko@city.kawagoe.saitama.jp